

〔別 紙〕

様式 1

## 事業報告書

(自令和3年6月1日 至令和4年5月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 青木内科小児科医院
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人
- その他

- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の  を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 岡山県岡山市南区大福 281 番地 5

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 2 年 8 月 17 日

- (4) 設立登記年月日 平成 2 年 8 月 22 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	青木 佳之	
理 事	青木 美恵子	
同	林 真理奈	
同	生田 福郎	あいの里 クリニック管理者
同	山本 道代	あいの里 歯科管理者
同	横山 久光	介護老人保健施設リハビリ苑管理者
同	川崎 祐徳	あいの光医院・牛窓管理者
同	青木由理紗	
監 事	青木まき子	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定

管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	青木内科小児科医院	岡山県岡山市南区大福 281 番地 5	一般病床 19 床 通所定員 60 名
	あいの里クリニック	岡山県岡山市南区大福 950 番地 6	無床診療所 通所定員 50 名
	あいの光医院・牛窓	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓 3121 番地 1	無床診療所
介護老人 保健施設	あいの里リハビリ苑	岡山県岡山市南区大福 950 番地 6	入所定員 99 名 通所定員 20 名

- 注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション	岡山県岡山市南区大福 281 番地 5	
あいの里ヘルパーステーション	〃	
あいの里ディサービスセンター	〃	
病児保育事業	〃	定員 10 名
介護職員養成研修事業	岡山県岡山市南区大福 950 番地 6	
あいの光ヘルパーステーション	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓 3121 番地 1	
あいの光ディサービスセンター	〃	定員 18 名
健康増進センター	〃	
有料老人ホーム事業	〃	10 室
病児保育事業	〃	定員 6 名
グループホームあいの里シルバーメイツ	岡山県岡山市北区今五丁目 3 番 25 号	2 ユニット 18 床
あいの里在宅介護支援センター	岡山県岡山市南区大福 281 番地 5	
あいの里居宅介護支援センター	岡山県岡山市南区大福 950 番地 6	
配食事業	岡山県岡山市南区大福 281 番地 5	
	岡山県岡山市南区大福 950 番地 6	
	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓 3121 番地 1	

【岡山市から委託を受けた管理】		
-----------------	--	--

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】  
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年7月28日	令和2年度 事業報告、決算報告書の決定
〃	令和3年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和3年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	役員報酬総額の決定
令和4年5月31日	役員選任の件

## 財 産 目 録

(令和4年5月31日現在)

1. 資 産 額	1,317,066 千円
2. 負 債 額	1,413,665 千円
3. 純 資 産 額	△ 96,599 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	579,354
B 固 定 資 産	737,712
C 資 産 合 計 (A+B)	1,317,066
D 負 債 合 計	1,413,665
E 純 資 産 (C-D)	△ 96,599

注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 青木内科小児科医院  
所在地 岡山市南区大福281番地5

※医療法人整理番号 00257

貸 借 対 照 表  
(平成4年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	579,354	I 流動負債	439,070
II 固定資産	735,013	II 固定負債	974,595
1 有形固定資産	692,850	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	3,063	負債合計	1,413,665
3 その他の資産	39,100	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
III 繰延資産	2,699	I 出 資 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	△ 106,599
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純資産合計	△ 96,599
資産合計	1,317,066	負債・純資産合計	1,317,066

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 青木内科小児科医院

※医療法人整理番号 00257

所在地 岡山市南区大福281番地5

損 益 計 算 書  
(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,265,042
2 事業費用	1,204,570
本来業務事業損失	60,472
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	60,472
II 事業外収益	22,601
III 事業外費用	60,220
経常利益	22,853
IV 特別利益	57
V 特別損失	28
税引前当期純利益	22,882
法人税等	241
当期純利益	22,641

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 青木内科小児科医院  
所在地 岡山市南区大福281番地5

※医療法人整理番号 06257

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 青木内科小児科医院  
理事長 青木 佳之 殿

私 青木 まき子 は、医療法人青木内科小児科医院の令和3年会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年7月28日

医療法人 青木内科小児科医院

監 事 青木 まき子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。